

社会福祉法人志和大樹会 役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志和大樹会（以下「法人」という。）役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員及び評議員は非常勤とする。

2 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対して、報酬を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(端数の処理)

第5条 この規定により1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費及び費用弁償規程により旅費（交通費、日当及び宿泊料）を支給する。

(支給日)

第7条 報酬の支払いは、原則として当該会議等に出席した日の翌月25日（支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日）に本人口座へ振り込むものとする。ただし、評議員はその都度現金払いとする。

(公表)

第8条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月25日（議決の日）から施行する。

別表（第4条関係）

（1）理事

理事の報酬の額は次表のとおりとする。ただし、定款第21条に規定する総額は115万円とする。

区 分	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回当たり 20,000円
上記の他法人・施設業務のための職務	1回当たり 18,000円
定款第24条の日常業務のための理事長の職務	1日当たり 4,126円
年間の報酬総額	1,150,000円

（2）監事

監事の報酬の額は次表のとおりとする。ただし、定款第21条に規定する総額は67万円とする。

区 分	報酬の額
監事監査・理事会・評議員会への出席	1回当たり 18,000円
上記の他法人・施設業務のための職務	1回当たり 18,000円
年間の報酬総額	670,000円

（3）評議員

評議員の報酬の額は次表のとおりとする。

区 分	報酬の額
評議員会への出席	1回当たり 11,000円
上記の他法人・施設業務のための職務	1回当たり 11,000円
年間の報酬総額	960,000円